

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3327号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「（１）令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表 （２）令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3327号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	実施機関
3327	令和6年11月15日	令和6年12月12日	令和6年12月18日	令和7年1月16日	市長

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3327	「（１）令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表 （２）令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報不開示 不存在 （非常勤職員等について日本年金機構に提出する文書であり、本件保有個人情報は作成しておらず、保有していないため。また、非常勤職員等について提出した届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知する文書であり、本件保有個人情報は保有していない。）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3327	<p>《被保険者賞与支払届に係る事務について》</p> <p>総務局労務課では職員の給与に関する事務を所掌しており、職員に期末・勤勉手当が支給されれば、共済組合員の標準期末手当等の額を「標準期末手当等の額決定基礎届」を用いて横浜市職員共済組合に報告をしている。</p> <p>共済組合員には、一般の組合員と短期組合員がある。一般の組合員は常勤職員であり、横浜市共済組合が実施する全ての事業（長期給付事業、短期給付事業及び福祉事業）が適用さ</p>

答申 番号	判断の要旨
3327	<p>れる。短期組合員は非常勤職員等であり、横浜市共済組合の一部の事業（短期給付事業及び福祉事業）が適用される。</p> <p>なお、長期給付事業が適用されない短期組合員の年金については、第一号厚生年金被保険者として、日本年金機構に「賞与支払届」を提出している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、審査請求人に係る令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表（以下「保有個人情報1」という。）及び令和6年6月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書（以下「保有個人情報2」という。）と解される。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(7) 審査請求人は常勤職員であり、横浜市職員共済組合の一般の組合員であって、短期組合員ではないため、審査請求人に係る保有個人情報1及び保有個人情報2は作成又は受領をしていない。</p> <p>(4) 実施機関において、審査請求人に係る保有個人情報1及び保有個人情報2に類する文書及び記録並びに同様の性質の文書は作成又は受領をしていない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881